

特別養護老人ホームケアハイツいたみ 運営規程

(事業の目的及び基本方針)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団（以下、「事業者」という。）が運営する特別養護老人ホームケアハイツいたみ（以下「施設」という。）の適正な運営の確保と快適な生活環境を提供するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者が可能な限りその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。
- 2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、伊丹市、および関係機関との密接な連携に努めるサービスの向上を図るものとする。
- 4 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 6 前5項のほか、介護保険法及び「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第39号）、「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等の施設基準等に関する条例」（平成24年3月31日兵庫県条例第4号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施する。

(施設の名称等)

- 第2条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。
- (1) 名 称 特別養護老人ホームケアハイツいたみ
- (2) 所在地 伊丹市中野西1丁目141

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第3条 施設は施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。但し理事長が必要と認める場合は、配置基準の範囲でこれを変更することができるものとする。
- (1) 施設長（管理者） 1名
施設の業務を統括する。施設長に事故あるときは、副施設長が職務を代行する。
- (2) 医師 1名

利用者の診療及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。

- (3) 生活相談員 1名

利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。

- (4) 介護職員 15名以上

利用者の日常生活の介護、相談、援助の業務に従事する。

- (5) 看護職員 3名以上

利用者の看護、保健衛生の業務に従事する。

- (6) 機能訓練指導員 1名

利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。

- (7) 介護支援専門員 1名

利用者の施設サービス計画に関する業務に従事する。

- (8) 管理栄養士 1名

給食管理、利用者の栄養指導に従事する。

(会議)

第4条 施設は、施設の円滑な運営を図るため、次の会議を設置するものとする。

- (1) 全体会議
- (2) 運営会議
- (3) ユニット会議
- (4) リーダー会議
- (5) 栄養改善委員会
- (6) 身体的拘束適正化・虐待防止検討委員会
- (7) 安全衛生委員会（事故発生防止委員会・感染対策委員会）
- (8) 入所判定委員会
- (9) 苦情検討委員会

(営業日)

第5条 施設は年中無休とする。

(利用人員)

第6条 施設の利用定員は54人とする。

(施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額)

第7条 施設におけるサービスの内容は次のとおりとし、サービス提供に対する利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各入所者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- (1) 施設サービス計画の作成

- (2) 入浴
- (3) 排泄
- (4) 離床、着替え、静養等の日常生活上の世話
- (5) 機能訓練
- (6) 健康管理
- (7) 相談、援助
- (8) 栄養管理
- (9) 口腔衛生の管理

2 施設は、利用料として前項の支払を受ける額その他、次に掲げる費用の支払を利用者から受けることができるものとする。

(1) 理美容代金

(2) その他施設サービスの提供にあたり通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用であつて、その利用者が負担することが適当と認められる費用。

3 施設は、前項に掲げるサービスの提供にあたっては、あらかじめ入所者又はその家族に対し説明を行い、同意を得るものとする。

4 施設サービスの内容は、利用者が介護認定審査会において審査された要介護認定により、介護支援専門員により作成された介護サービス計画に基づき決定するものとする。

5 施設は、サービスの提供にあたっては懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明するものとする。

6 施設は、サービスの提供にあたっては、利用者本人や他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

7 施設は利用者が施設のサービスを受ける際には、利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得るものとする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第8条 施設は、サービス提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる契約書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(緊急時等における対処方法)

第9条 施設は、現にサービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定める。

- 2 施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第10条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が施設の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を新規採用時及び年1回以上、研修を年2回以上、定期的に行う。
- (4) 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 施設は、利用者に対する施設生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について、記録するものとする。

4 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第11条 施設は非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等について責任者を定め、年2回定期的に避難、救出訓練その他必要な訓練を行うものとする。

2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年2回以上、定期的に実施するとともに、研修については新規採用時にも実施

する。

- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第13条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うものとする。

- 2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

- (3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修（新規採用時及び年2回以上）及び訓練（年1回以上）を定期的実施する。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

- (5) 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(協力医療機関等)

第14条 施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

- 2 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(苦情処理)

第15条 施設は、提供したサービスについての入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口等を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

(秘密の保持)

第16条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

- 2 従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務があるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

- 3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得る。

- 4 施設は、入所者からの届出により、理事長の認める範囲で個人の情報について開示を行うことが出来るものとする。

(記録の整備)

- 第17条 施設は、入所者、従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を整備するとともに、当該記録をサービス提供完結の日から5年間保存するものとする。

(研修による計画的な人材育成)

- 第18条 施設は、適切な施設サービスが提供できるよう施設生活介護従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

- 2 前項の規定により、研修の実施計画を施設生活介護従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、施設生活介護従業者の計画的な育成に努めるものとする。

- 3 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備するものとする

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

- 第19条 施設はその提供する施設サービスの質の評価を行うとともに、常にその改善を図るよう努める。

(暴力団等の影響の排除)

- 第20条 施設はその運営について、暴力団等の支配を受けてはならないものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第21条 施設は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を年1回以上、定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を行う。

- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。

- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年2回以上、及び新規採用時に定期的に実施する。

- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束等）

第22条 施設は、入所者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わないものとする。ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行うものとする。

- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を行う。
- （2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- （3）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上、及び新規採用時に定期的に実施する。
- （4）上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（ハラスメント対策）

第23条 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

また、利用者、その家族その他の関係者等からの暴言、暴行、脅迫、過度な要求、継続的又は執拗な言動その他の著しい迷惑行為により、担当職員の就業環境が害されることを防止するため、必要な体制を整備し、適切な措置を講じるものとする。

（地域との連携等）

第24条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

- 2 施設はその運営に当たっては提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して市町村が派遣するものが相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

（その他施設の運営に関する重要事項）

第25条 この規程に定めるもののほか、施設運営に関して必要な事項は事業者と施設

の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

この規程は、令和8年10月1日から施行する。